前のページへ

次のページへ

長野県知事選挙投票日は、8月6日(日)です!

告示日　7月20日(木)

ご存知ですか？　期日前投票

◆◆「期日前投票」は手続きが簡素化され、投票がスムーズに行えます◆◆

期日前投票制度とは？

選挙は、投票日に投票所で投票することが原則ですが、期日前投票制度は、投票日前であっても、選挙期日における投票と同じく、投票用紙を直接、投票箱に入れることができます。

投票期間は？

選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。

今回の長野県知事選挙では、7月21日(金)～8月5日(土)のいずれも午前8時30分～午後8時まで、富士見町役場4階の期日前投票所で行います。

投票できる人は？

選挙期日に仕事や都合があるなど、次の事由で投票所に行って投票できない見込みの人は、期日前投票ができます。

1. 仕事に従事中であったり、親族の冠婚葬祭がある場合
2. **用務や事故のため、自分が登録されている投票区の区域外に旅行中か滞在中の場合**
3. 病気や出産、障害などで歩くことが困難な場合

◆◆ご存知ですか？「指定病院・施設等における不在者投票」◆◆

投票について指定病院・施設等にお尋ねいただくこともできます。

事故、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害等のため投票日に指定病院や施設に入院(所)中の人又は、投票の当日において入院(所)中の見込みの者は、指定施設で不在者投票をすることができます。

◆◆ご存知ですか？「郵便等による不在者投票」◆◆

投票日に投票所へ行くことが困難な重度の障害がある選挙人については、郵便等による不在者投票ができます。

郵便等による不在者投票の対象者

①身体障害者手帳の障害の程度　1級～3級

②戦傷病者手帳の障害の程度　特別項症・第1～3項症

③介護保険の被保険者の要介護状態区分　要介護5

※上記①②の程度の方でも対象者に該当しない場合がありますので事前にご確認ください。

郵便等投票証明書の交付申請

◎投票に先立って、郵便等による不在者投票ができる者であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を富士見町選挙管理委員会に申請します。

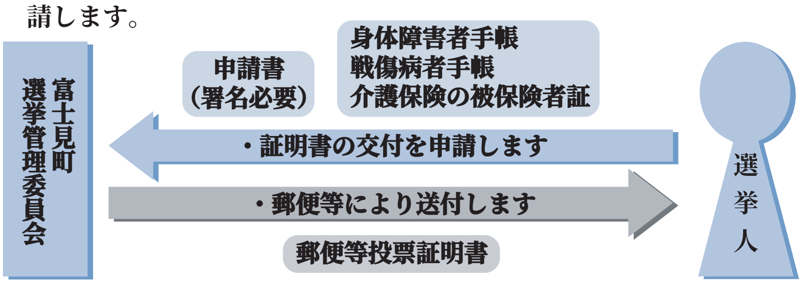

郵便による投票を行うためには、事前に富士見町選挙管理委員会委員長から、「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。

いずれの制度も事前に手続きが必要となりますので、希望される方は早めに選挙管理委員会事務局まで問い合わせください。

富士見町選挙管理委員会事務局

☎ 62-9403　有9403